

資料 6

吹田市総合計画策定委員会作業部会設置基準

制 定 平成28年 5月16日

(設置)

第1条 本市の総合計画の策定に関し、吹田市総合計画策定委員会設置要領第6条の規定に基づき、吹田市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）に吹田市総合計画策定委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(作業部会の構成)

第2条 策定委員会は、総合計画の素案の策定に必要な数の作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、策定委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する別表に掲げる者をもって組織する。ただし、委員長が必要と認めるときは、前項に規定する作業部会のほか、任意の作業部会を設置することができる。
- 3 作業部会の構成について、素案策定を円滑に行うために必要な場合は、別表に掲げる者に代わり、原則として、部会長及び副部会長の場合は次長級職員又は課長級職員に、部会員の場合は課長代理級以上の職員に、作業部会員の変更ができるものとする。
- 4 前項の変更は、作業部会員の所属する長の別紙様式による申出を受け、委員長が任命するものとする。

(部会長及び副部会長)

第3条 各作業部会に部会長及び副部会長を置き、策定委員会委員長が指名する職員をもって充てる。

- 2 部会長は、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 作業部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 第1部会長は、部会間の連絡調整が必要であるときは、部会長を招集することができる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、会議に作業部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 副部会長又は部会員が会議に出席できない場合は、部会長の承認を得て代理者の出席をさせるものとする。

(庶務)

第5条 作業部会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が協議して定める。

附 則

この基準は、平成28年 5月16日から施行する。

平成 年 月 日

吹田市総合計画策定委員会委員長 あて

吹田市総合計画策定委員会委員

部長

吹田市総合計画策定委員会作業部会員変更申出書

吹田市総合計画策定委員会作業部会設置基準第2条第3項に基づき、下記のとおり変更を申し出ます。

記

変更前	変更後	
	役職名	氏名
(記載例) ○○室長	○○部総括参事	○○ ○○
○○課長	○○部参事	○○ ○○

別 表

第1作業部会 【行政経営】	
部 会 長	企画財政室長
副 部 会 長	総務室長
部 会 員	法制室長
部 会 員	人事室長
部 会 員	資産経営室長
部 会 員	情報政策室長
部 会 員	税制課長
部 会 員	市民課長
部 会 員	債権管理課長
部 会 員	会計室長

第2作業部会 【人権平和・文化・地域経済・都市魅力】	
部 会 長	地域経済振興室長
副 部 会 長	人権平和室長
部 会 員	広報課長
部 会 員	契約検査室長
部 会 員	市民総務室長
部 会 員	男女共同参画室長
部 会 員	市民自治推進室長
部 会 員	シティプロモーション推進室長
部 会 員	文化スポーツ推進室長

第3作業部会 【福祉・保健・医療】	
部 会 長	生活福祉室長
副 部 会 長	保健センター所長
部 会 員	文化スポーツ推進室長
部 会 員	福祉総務課長
部 会 員	総合福祉会館長
部 会 員	福祉指導監査室長
部 会 員	高齢福祉室長
部 会 員	障がい福祉室長
部 会 員	地域医療推進室長
部 会 員	国民健康保険室長
部 会 員	北大阪健康医療都市推進室長

第4作業部会 【子育て・教育】	
部 会 長	教育政策室長
副 部 会 長	子育て支援課長
部 会 員	子育て給付課長
部 会 員	家庭児童相談課長
部 会 員	のびのび子育てプラザ所長
部 会 員	保育幼稚園室長
部 会 員	こども発達支援センター長
部 会 員	教育総務室長
部 会 員	学務課長
部 会 員	保健給食室長
部 会 員	指導室長
部 会 員	教職員課長
部 会 員	教育センター所長
部 会 員	まなびの支援課長
部 会 員	中央図書館長
部 会 員	文化財保護課長
部 会 員	青少年室長
部 会 員	放課後子ども育成課長
部 会 員	子育て青少年拠点夢つながり未来館副館長

第5作業部会 【環境・安心安全】	
部 会 長	危機管理室長
副 部 会 長	環境政策室長
部 会 員	地域環境課長
部 会 員	環境保全課長
部 会 員	事業課長
部 会 員	資源循環エネルギーセンター長
部 会 員	破碎選別工場長
部 会 員	総務予防室長
部 会 員	警防救急室長
部 会 員	指令情報室長

第6作業部会 【都市形成】	
部 会 長	都市計画室長
副 部 会 長	公園みどり室長
部 会 員	計画調整室長
部 会 員	開発審査室長
部 会 員	住宅政策室長
部 会 員	総務交通室長
部 会 員	道路室長
部 会 員	地域整備推進室長
部 会 員	下水道経営室長
部 会 員	水循環室長
部 会 員	水再生室長
部 会 員	水道部総務室長
部 会 員	水道部企画室長